

商品概要説明書

(令和2年9月1日現在適用中)

商品名愛称：つみたてちょきんぎょ

1. 商品名	・定期積金（愛称：つみたてちょきんぎょ）
2. 販売対象	・個人（当JAで年金をお受取いただいている方のみとさせていただきます。）
3. 期間	・定額式 1年以上5年以内 ・預入時のお申し出により最大年6回まで増額月を設定することができます。
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払い込みいただきます。 ・掛込周期は2か月（隔月）とします。 ※掛込月は年金受給月ではなくても構いません。 ・掛金は、原則として年金お受取り口座からの口座振替により払込みいただきます。 ・1回当たり10,000円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の定期積金の店頭表示金利に0.05%上乗せした利回りを、満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができますが、定期積金口座振替特約条項（店頭表示の0.2倍の特約利率）は付加できません。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 ※当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の決済用貯金以外の貯金等と合わせて、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ※決済用貯金とは、当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもので、決済用貯金として口座開設された貯金です。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または信用部金融課（電話：0493-23-4684）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会 示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・契約は年金お受取り口座の開設店舗のみとさせていただきます。 ・経済情勢の変動により、今後予告なくお取扱内容の変更、またはお取扱いを終了させていただく場合があります。